

質問に対する回答書

業務名：やんばる観光地域づくり戦略策定業務

番号	質問事項	質問内容	回答
1	共同企業体協定書第11条（取引金融機関）について	<p>第11条では同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものが定められていますが、共同企業体の代表企業及び構成員の実態に合わせ協定書の内容を変更することは可能でしょうか。</p> <p>なお、実態として構成する企業のいずれも本業務のみに限定した新規口座の開設は困難であること、また一般的に既存口座の活用が認められるケースもあることから、構成する企業間で合意の上、代表企業の既存口座を取引金融機関として取り扱う趣旨での変更を検討したく思っています。</p>	<p>協定書の変更については可能となりますが、発注者である北部広域市町村圏事務組合の確認が必要となります。</p> <p>なお、今回の第11条については、代表者となる企業名義の口座でも差し支えありません。</p>
2	共同企業体協定書の条項追加について	代表企業及び構成員間の協議により、本協定書内に新たに条項の加筆は可能でしょうか。	条項の加筆は可能となりますが、発注者である北部広域市町村圏事務組合の確認が必要となります。
3	会議体について	「やんばる観光地域づくり戦略策定有識者懇談会(仮称)」と「やんばる観光市町村等連絡協議会及びその専門部会」の参加メンバーや協議内容の区別について、お考えがあればご教示ください。	<p>「やんばる観光地域づくり戦略策定有識者懇談会（仮称）」は北部地域内で観光を推進する事業者や県内外の有識者により構成され、本業務において設置することとしており、学識経験者や事業者の立場から、やんばる観光地域づくり戦略について、意見聴取することを目的とする。</p> <p>「やんばる観光市町村等連絡協議会」は北部12市町村の副市町村長及び北部地域観光協会の会長、副会長により構成されており、同協議会の「専門部会」は北部12市町村の観光担当課長及び観光協会事務局長等により構成されている。今年度はやんばる観光地域づくり戦略の策定、DMO組織設立に向け協議する。</p>

4	協議会について	やんばる観光市町村等連絡協議会の専門部会の数及び各テーマを可能な範囲でご教示ください。	<p>専門部会は2ないし3（市町村専門部会、観光協会専門部会、可能であれば民間事業者専門部会）を予定しており、それぞれ4回程の開催を予定している。</p> <p>テーマとしては、本事業の調査項目(各個別戦略、ロードマップ等)に沿って協議することを想定している。</p>
5	推進組織について	推進組織の設立(法人格の取得)は令和6年度内をお考えでしょうか。	推進組織の設立(法人格取得)は戦略策定後の令和7年度以降を予定している。
6	DMO申請について	申請時期のご意向があればご教示ください。	推進組織の設立(法人格取得)後の令和7年度以降を予定している。